

第 88 回九都県市首脳会議 相模原市提案
令和 7 年 10 月 31 日

公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹における
倒木等への対策について



歴史・背景

■ 国策としての樹木の整備・保全

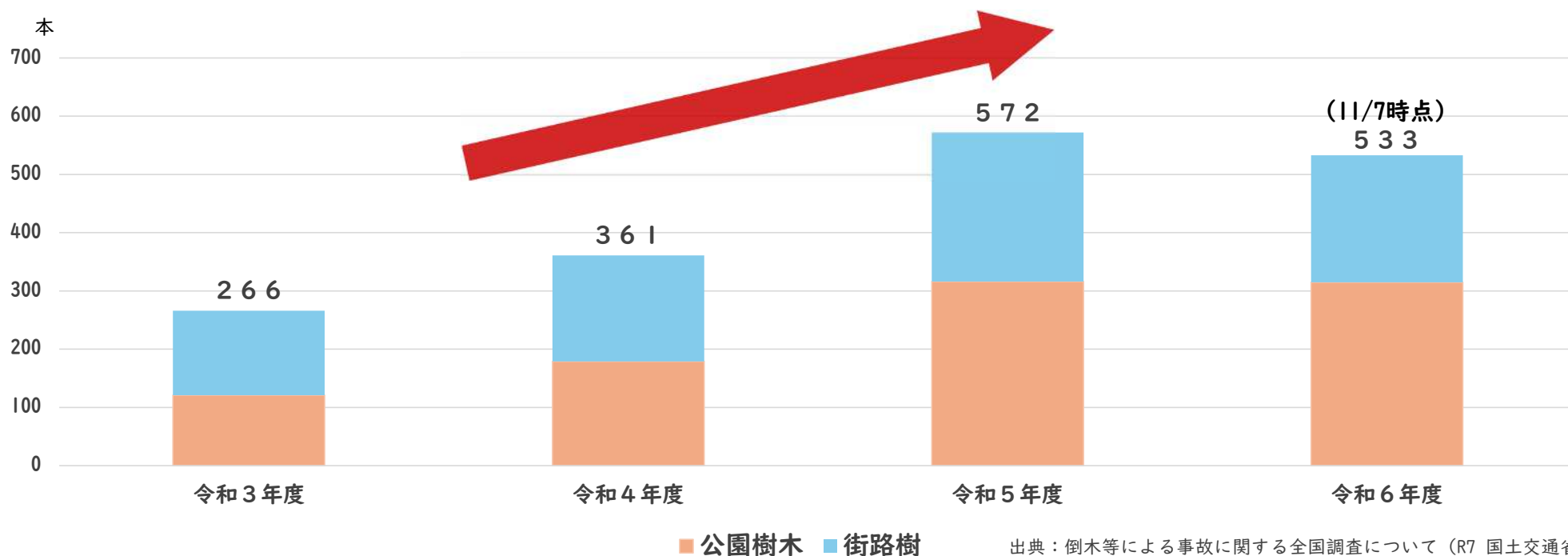
1950年代以前	1960年代	1970年代
街路構造令(1919年) 遊歩道に並木植栽を行うことを規定	道路構造令改正(1958年) 歩道に並木を設ける場合の幅員を規定 学校環境緑化実施要項(1960年) 教育環境の整備のための環境緑化と、学習活動としての環境緑化の実施を推奨 首都圏近郊緑地保全法(1966年) 地域住民の健全な生活環境の確保、無秩序な市街地化の防止のため、広域的な見地から緑地を保全するものとして制定	道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準(1974年) 幹線道路を新設・改築する場合、良好な居住環境を保全するため環境施設帯を車道外側にとり、原則として植樹帯等を設置 学校施設設計指針(1974年) 「樹木は、校舎、運動場とともに、学校環境を構成する主要な要素」として位置付け 都市緑地法(1973年) 都市公園等整備緊急措置法(1972年) 公害問題の顕在化や緑とオープンスペースの減少等を背景に、緊急的・計画的な整備を推進

1960年代以降に整備・保全が進められてから **60年以上が経過**

倒木等の発生状況 ①

- 老木化・大径木化の進行
- 自然災害の激甚化・頻発化
- 病害虫の被害の深刻化

○ 倒木等発生件数（全国）

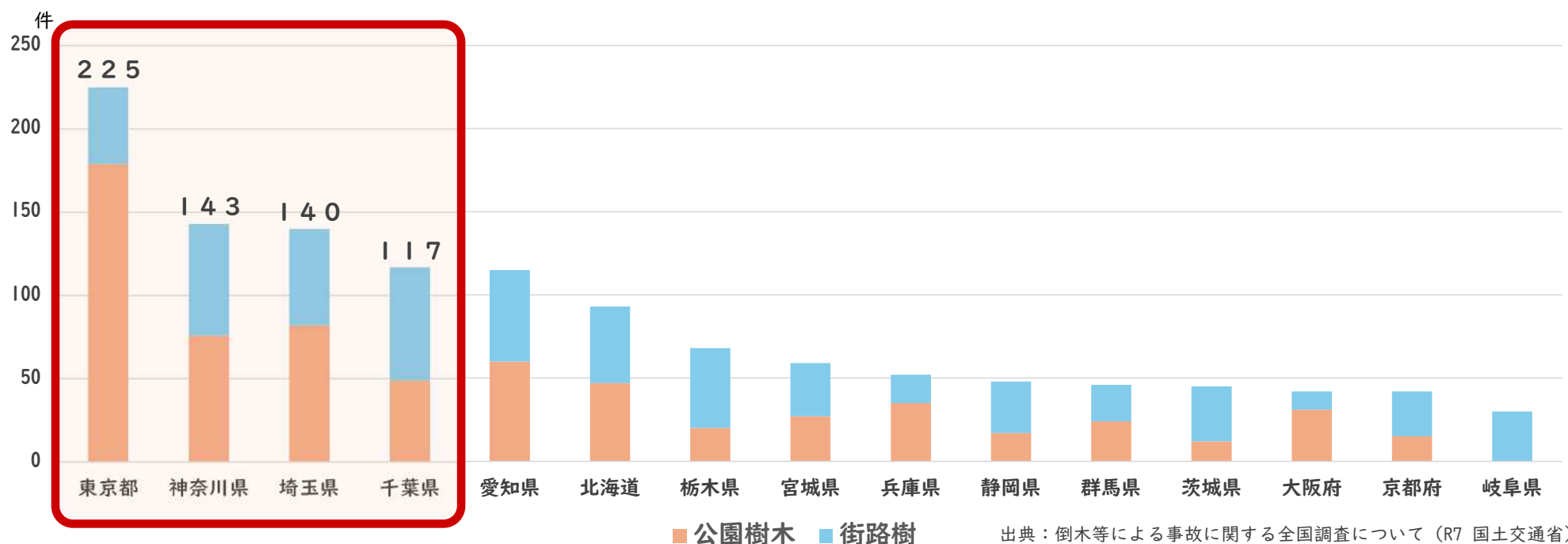


倒木等による事故の発生件数は **増加傾向**

倒木等の発生状況 ②

- 老木化・大径木化の進行
- 自然災害の激甚化・頻発化
- 病虫害の被害の深刻化

○ 倒木等発生件数（都道府県別） ※令和3年4月1日から令和6年11月7日までの累計

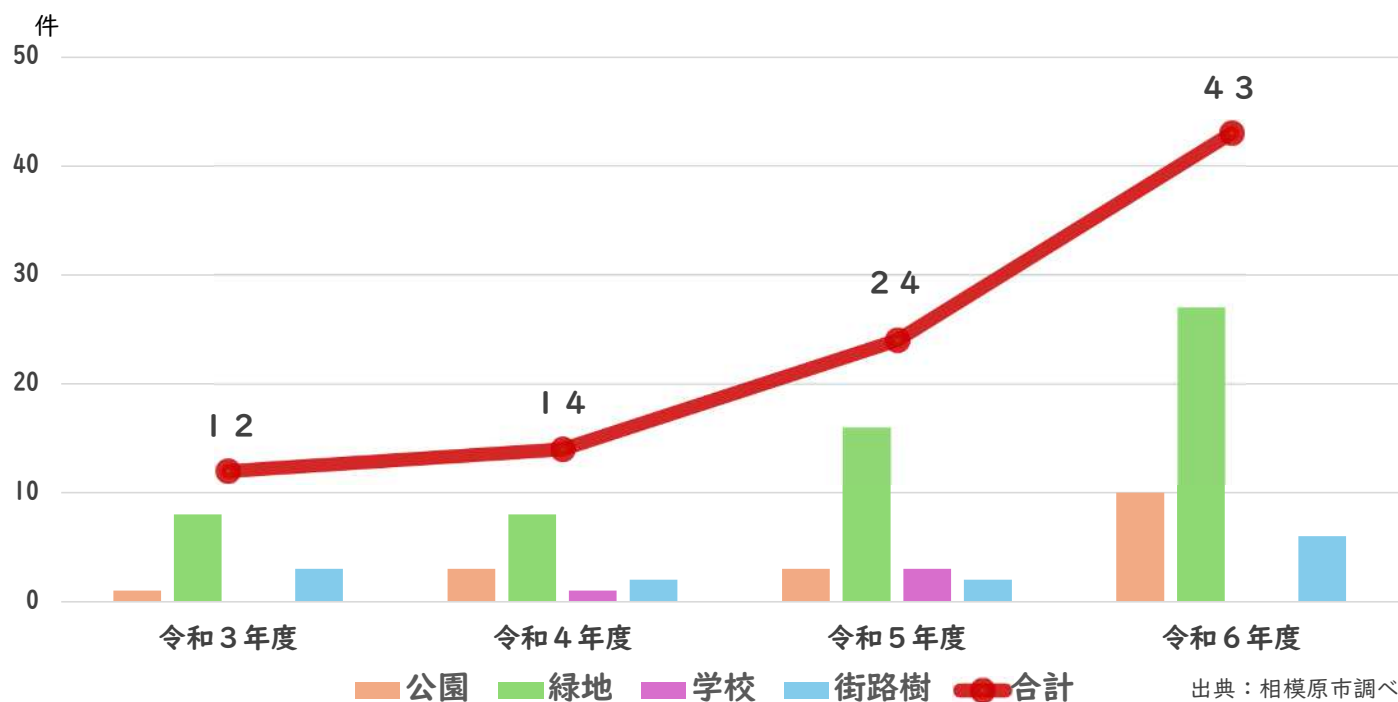


倒木等による事故の発生は **一都三県に多い**

相模原市の状況（参考）

■ 相模原市においても、倒木等による事故の発生件数は増加

○ 倒木等発生件数（相模原市）



R4.8 サクラ倒木(市道市役所前通)



R5.6 プラタナス倒木(南区内の小学校)

▶ 本市では、市内外での事故等の発生を受けて、その都度緊急点検を行い、剪定・伐採の緊急対応を実施している。

重大事故事例

死亡事故の発生

ソ オ

○ R4.8 鹿児島県曾於市（市立高岡小学校）



校庭中央付近にある大イチョウの枝が落下し、芝刈りをしていた校長が下敷きになって死亡風や自重が加わり樹が裂けたとみられる。

出典：曾於市立高岡小学校 校長死亡事故報告書

○ R6.9 東京都日野市（多摩平第2緑地）



イチョウ並木の木の枝が落下し、下を歩いていた日野市内に住む36歳の男性が下敷きになって死亡自らの重みで折れたとみられる。

出典：日野市ホームページ

いずれも危険を予測することが困難だった事例であり、事故の未然防止の考え方に基づいた取組の強化が必要となっている。

樹木の機能

■ 樹木が持つ多面的な機能

- **景観向上**
季節感を演出するなど良好な都市景観の形成
- **環境保全**
緑陰の形成等による温暖化対策
騒音の緩和や大気汚染物質の吸着による環境保全
- **交通安全**
遮光や衝撃緩和等の交通安全機能
- **防災機能**
延焼防止などの防災対策機能
- **生物多様性の維持**
多様な生き物の生息・生育環境
- **教材としての役割**
四季の変化、植物の生態・生理等の観察



▶ 樹木が持つ多面的な機能を引き続き確保しつつ、事故等の防止を目的に適正な管理を行う必要がある。

課題 ①

- 国において一定の指針等を示しているものの、技術的支援が必ずしも十分でない。
- 樹木管理は地方公共団体ごとの対応となり、一定の管理水準を保てない恐れがある。

○ 公園・緑地

- ・都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) (平成29年 国土交通省)

○ 学校

- ・学校環境における樹木の安全確保について (令和4年 文部科学省)
※上記の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」を参考資料として挙げている。

○ 街路樹

- ・道路緑化技術基準 (平成27年 国土交通省)

例えば…

指針等において
点検周期・項目が明確でない

↓
地方公共団体の対応に
ばらつきが生じる

点検・診断・剪定・伐採・更新・病虫害防除 に関する
技術的支援の拡充 が必要
(マニュアル等の作成)

<参考> 「倒木等による事故に関する全国調査について」 (令和7年 国土交通省)
国土交通省では、調査結果の公表にあたり、「都市公園、道路ともに管理者によって点検の実施状況が異なることから、今後の点検のあり方について検討」するとし、街路樹については、令和7年9月から「街路樹点検の実施促進のためのガイドラインに関する検討会」を開催している。

課題 ②

- 管理計画の策定や点検・診断・剪定・伐採・更新・病虫害防除に対する国の財政支援は限定的
- 地方公共団体の財政的負担が大きく、継続的な対策が困難になる恐れがある。

○ 公園・学校・街路樹

- ・維持管理に係る補助金等なし

※道路・公園・学校施設が、地方交付税の算定基礎とされている。

○ 緑地

- ・社会資本整備総合交付金（国土交通省）

令和6年度より、新たに「緑地の機能維持増進事業」が創設

※特別緑地保全地区における皆伐・択伐のほか、機能更新を伴う危険木伐採も交付対象

（単なる緊急対応の危険木伐採は対象外）

計画策定 や 点検・診断・剪定・伐採・更新・病虫害防除 を
行うための 財政的支援の拡充 が必要

国への要望

公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹について、
昨今の倒木等による事故の発生を踏まえ、
事故の未然防止の考え方に基づく管理計画の策定及び
点検・診断・剪定・伐採・更新・病虫害防除について、
国として技術的・財政的な支援を拡充すること